

# 個人年金保険料控除について

## 『生命保険料控除』とは…

個人の税金計算の際に、支払った生命保険料の額に応じて所得税・住民税の所得金額から控除を受けることができる制度。「一般生命保険料控除」と税制適格型年金に適用される「個人年金保険料控除」、2012年から新設された「介護医療保険料控除」の3種類があり、各々保険料控除種類ごとに所得税は最大4万円(合計12万円)、住民税は最大2.8万円(合計7万円)の控除を受けることができます。

## ●個人年金保険料(税制適格型)を年間8万円支払った場合の税軽減額早見表

一般生命保険料や介護医療保険料を年間8万円支払った場合も同様

### 【給与所得者の場合】

家族構成	年間収入金額 万円	給与所得金額 (総所得金額) 万円	社会保険料控除額 万円	生命保険に未加入の場合				生命保険に加入の場合				差引税軽減額		
				課税総所得金額 【所得税】 万円	課税総所得金額 【住民税】 万円	所得税額 ① 円	住民税額 ② 円	課税総所得金額 【所得税】 万円	課税総所得金額 【住民税】 万円	所得税額 ③ 円	住民税額 ④ 円	所得税額 ⑤ (①-③) 円	住民税額 ⑥ (②-④) 円	軽減額 合計 (⑤+⑥) 円
独身	300	202	45	109	114	55,600	119,000	105	111.2	53,600	116,200	2,000	2,800	4,800
	500	356	75	233	238	138,300	243,000	229	235.2	134,200	240,200	4,100	2,800	6,900
	600	436	90	298	303	204,700	308,000	294	300.2	200,600	305,200	4,100	2,800	6,900
	700	520	105	367	372	312,900	377,000	363	369.2	304,700	374,200	8,200	2,800	11,000
配偶者あり	400	276	60	130	140	66,300	145,000	126	137.2	64,300	142,200	2,000	2,800	4,800
	600	436	90	260	270	165,900	275,000	256	267.2	161,800	272,200	4,100	2,800	6,900
	800	610	120	404	414	388,400	419,000	400	411.2	380,300	416,200	8,100	2,800	10,900
	1,000	805	138	581	591	749,900	596,000	577	588.2	741,700	593,200	8,200	2,800	11,000
配偶者と扶養親族1人	500	356	75	157	172	80,100	177,000	153	169.2	78,100	174,200	2,000	2,800	4,800
	700	520	105	291	306	197,500	311,000	287	303.2	193,400	308,200	4,100	2,800	6,900
	1,000	805	138	543	558	672,300	563,000	539	555.2	664,100	560,200	8,200	2,800	11,000
	1,500	1,305	153	1,066	1,076	2,023,400	1,081,000	1,062	1,073.2	2,009,900	1,078,200	13,500	2,800	16,300
配偶者と扶養親族2人	600	436	90	184	204	93,900	209,000	180	201.2	91,800	206,200	2,100	2,800	4,900
	800	610	120	328	348	235,300	353,000	324	345.2	231,200	350,200	4,100	2,800	6,900
	1,000	805	138	505	525	594,700	530,000	501	522.2	586,500	527,200	8,200	2,800	11,000
	1,500	1,305	153	1,028	1,043	1,895,300	1,048,000	1,024	1,040.2	1,881,900	1,045,200	13,400	2,800	16,200

【前提条件】上記金額は、以下の内容にて算出しています。

・給与所得者の収入は、給与のみ(したがって、給与所得金額=総所得金額) ・配偶者および扶養親族は、収入なし ・納税者本人の給与収入金額(合計所得金額)が1,095万円(900万円)を超える場合には、配偶者控除額が減減・消失 ・扶養親族は16歳以上19歳未満、または23歳以上70歳未満

・課税総所得金額の計算において、給与所得控除、社会保険料控除、生命保険料控除、配偶者控除・扶養控除・基礎控除を控除(家族構成等により、該当する控除は異なります)

・社会保険料控除は給与収入900万円以下の場合には給与収入×15%、給与収入900万円超の場合には給与収入×3%+108万円として算出(算出方法の出典:財務省ホームページ)

・生命保険料控除は、所得税計算では4万円、住民税計算では2.8万円を控除 ・所得税額には、復興特別所得税額を含む ・住民税の均等割は、5,000円

・税額は、100円未満切捨て ・上記税額比較は、税額控除前の段階のもので算出

※上記生命保険料控除は、契約日が2012年1月1日以後の保険契約等に適用されるものです。

身体への傷害のみに基づいて保険金が支払われる保険契約(本社の商品では「特定損傷保険」等)に係る保険料は適用対象外となります。

※生命保険料控除の詳細な内容は、当社ホームページからもご確認いただけます。

- ・当資料に記載の内容は、2020年2月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。
- ・今後、税務の取扱等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- ・個別の税務の取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。